



「職場における熱中症防止のためのガイドライン」作成の考え方

第3回 職場における熱中症防止対策に係る検討会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ガイドライン策定の背景

○ 職場における熱中症予防基本対策要綱（基本対策要綱）

平成29年に日本産業規格JIS Z 8504が約20年ぶりに改正され、WBGT基準値、着衣補正值等に関する改正が行われたこと等により、熱中症予防対策の一層の推進を図るために定められたもの。令和7年5月最終改正。

○ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

関係省庁及び関係団体との連携の下、平成29年度から例年実施し、これまで各団体において個々に実施されていた取組について相互に連携を図り、一体的に推進することにより、事業場における熱中症防止に対する意識の向上及び責任体制の確立を含む対策の徹底を図ることを目的としたもの。本キャンペーンの実施に当たっては、「『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」を毎年策定し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」とともに、その年の夏に取り組むべき内容を列挙している。

ガイドライン策定に向けた考え方

- ガイドラインの項目は、基本対策要綱をベースとする。
- 「労働衛生管理体制の確立等」や、各項目の一部など、基本対策要綱に記載のない事項については令和7年キャンペーン実施要綱から引用する。

